

保護者の皆さま

鳴門教育大学附属小学校長 安田 哲也

携帯電話・スマートフォンの使用について

陽春の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝にてお過ごしのことと存じます。日頃は本校教育に対して、ご理解・ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では、「学校における携帯電話の取り扱い等について（通知）」（文部科学省 平成21年1月）の趣旨に鑑み、学校での子どもの携帯電話・スマートフォンの所持については、原則禁止にしております。しかし、何らかの特別な理由で、保護者の方から申し出があった場合、事情を考慮して学校の方に「携帯電話の所持承認願」を出していただき、許可することにしております。つきましては、「携帯電話の所持承認願」が必要な方は、計画帳等を通じて、担任までお申し出ください。

携帯電話・スマートフォンの使用については、必ず次のことをお守りください。

- ・管理については、本人の責任において行う。
- ・学校にいる際（登下校の際・多くの友達と一緒にいる場合）には、友達の目に触れないようにする。
- ・所持していることをうかつに他人に漏らさないように徹底する。

社会問題にもなっているように、携帯電話・スマートフォンの使用については、大きな危険を伴います。近年増加しているコミュニティサイト等を原因とした犯罪からお子様を守るため、ご家庭でも、コミュニティサイト等の危険性をご理解いただくとともに、携帯電話・スマートフォン（パソコン、ゲーム機等を含む）におけるフィルタリングの活用をぜひお願いいたします。

また、携帯電話・スマートフォンの所持の有無にかかわらず、お子様を守るために、次のことにご留意いただけますよう、お願いいたします。

【携帯・スマホ、インターネットを安全に利用するために】

携帯・スマホ、インターネットを安全に利用するために、保護者の皆さまは、次のようなことにご配慮ください。

- 1 お子様を使う可能性のある携帯・スマホ、パソコン、ゲーム機等には必ずフィルタリングをかける（フィルタリングをすることは、保護者の責務になっています。スマホには、次の3つのフィルタリングが必要です）。
 - ①携帯電話回線によるフィルタリング
 - ②無線LAN回線によるフィルタリング
 - ③「アプリ」のフィルタリング
- 2 パスワード、使用時間、使用量等は、保護者の方が管理するとともに、親子でルールを決め、守られているか確認する。
- 3 お子様は、携帯・スマホ、パソコン、ゲーム機等を使う際には、必ず保護者の方の目の届くところで使うようにする。
- 4 お子様にスマホ等を与えっぱなしにしない（ゲーム機や音楽プレーヤーでもインターネットやアプリを利用できるものもあります。購入の際には、フィルタリングを申し込んでください）。

※ お子様の様子をよく見ることが、お子様を加害者にも被害者にもしないことになります。
「親の目のフィルタリング」も、お子様を守るうえで大変効果があります。

【インターネットの特徴を理解するために】

- 1 役立つ情報がたくさんある。
- 2 暴力的な表現やアダルト画像のような有害な情報も数多く存在する。
- 3 有害情報サイトなどにアクセスし、犯罪やトラブルに巻き込まれることがある。
- 4 SNSなどのコミュニティサイトの利用を誤ると、様々なトラブルが生じたり、性的な被害を受けたりする危険性がある。